

県北広域振興局長告示第49号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

平成28年8月5日

県北広域振興局長 八重樫 一 洋

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 姉帯戸田線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
二戸郡一戸町面岸字一本木131番165地先から131番103地先 まで	新	m 22.9~12.4	m 56.3
	旧	19.2~7.0	56.3

- 4 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

- (1) 場所 県北広域振興局土木部二戸土木センター
- (2) 期間 平成28年8月5日から同年9月5日まで